

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 9 号

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

総社市社会福祉事務所長事務委任規則（平成 1 7 年総社市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動条号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（生活保護法による委任） 第 2 条 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下この条において「法」という。）第 1 9 条第 4 項及び第 5 5 条の 4 第 2 項（<u>第 5 5 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定により、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （1）～（6）略 （7）法第 3 0 条から第 3 7 条の 2 までに規定する生活扶助，教育扶助，住宅扶助，医療扶助，介護扶助，出産扶助，生業扶助及び葬祭扶助の方法に関すること。 （8）～（11）略 （12）法第 6 3 条に規定する被保護者が返還すべき<u>額を定める</u>こと。 （13）略 （14）法第 7 7 条第 2 項に規定する家庭裁判所への申立てに関すること。</p>	<p>（生活保護法による委任） 第 2 条 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下この条において「法」という。）第 1 9 条第 4 項の規定により、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （1）～（6）略 （7）法第 3 0 条から第 3 7 条までに規定する生活扶助，教育扶助，住宅扶助，医療扶助，介護扶助，出産扶助，生業扶助及び葬祭扶助の方法に関すること。 （8）～（11）略 （12）法第 6 3 条に規定する被保護者が返還すべき<u>費用に関する</u>こと。 （13）略 （14）法第 7 7 条第 1 項に規定する扶養義務者に対する費用の徴収及び同</p>

改正後	改正前
<p><u>(15) 法第78条の2に規定する被保護者からの申出に係る徴収金の徴収に関すること。</u></p> <p>(16)～(18) 略</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付の実施に関する事務については、同法第14条第4項（<u>第15条第3項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づき、前項（第9号及び第10号を除く。）の規定を準用するものとする。</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 <u>地方自治法第153条第2項の規定により、生活保護法（以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 法第63条に規定する費用の返還に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法第77条第1項に規定する扶養義務者に対する費用の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(3) 法第78条に規定する不正受給による費用の徴収に関すること。</u></p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>（委任事務の処理）</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>（専決）</p> <p><u>第19条</u> 略</p>	<p><u>条第2項に規定する家庭裁判所への申立てに関すること。</u></p> <p><u>(15) 法第78条に規定する不正受給による費用の徴収に関すること。</u></p> <p>(16)～(18) 略</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付の実施に関する事務については、同法第14条第4項の規定に基づき、前項（第9号及び第10号を除く。）の規定を準用するものとする。</p> <p>第8条 略</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p><u>第10条の2</u> 略</p> <p><u>第10条の3</u> 略</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>（委任事務の処理）</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>（専決）</p> <p><u>第16条</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。